

新野地区予約型のりあいタクシー実証運行
期間延長について（案）

1 期間延長の目的

令和5年10月から実施している新野地区予約型のりあいタクシー実証運行は、利用状況や利用者の意見等を踏まえ、運行形態の変更、利用料金の見直し及び乗降場所の追加など、利便性の向上を図りながら実施し、デマンド型の有用性等について検証を行っている。

令和6年9月末には、路線バス新野線が廃線となり、地域住民の移動手段を確保する観点から、その重要性が増すことが予測され、これまでの実証結果を踏まえた予約型のりあいタクシーの在り方について更なる調査が必要となっている。

そのため、本実証運行を延長し、地域住民の移動手段を確保するとともに、運行形態を一部変更し、需給バランス等の検証を行う。

2 令和7年度事業概要

運行範囲	新野地区内及び新野地区から徳島バス橘営業所までの範囲 (主要地方道阿南相生線、国道55号を經由)
運行の態様	区域運行(セミデマンド型)
運行延長期間	令和7年4月1日～令和7年9月30日
運行日	平日(土日祝、年末年始除く)
運行便数	8便/日
運行ルート	自宅又は自宅付近⇄徳島バス橘営業所までを範囲とする所定の共通乗降場所
利用対象者	新野地区内住民
利用料金	町内の移動:おとな300円 こども150円 町外へ移動:おとな500円 こども250円 割引制度有(障がい者の方は運賃半額)
使用車両	普通車(セダン型)タクシー、ジャンボタクシー
利用登録方法	郵送、窓口、インターネット
予約方法	電話

3 運行範囲（共通乗降場所）

運行範囲は、新野町から徳島バス橘営業所までを範囲とする。

運行は、自宅又は自宅付近⇄共通乗降場所、共通乗降場所⇄共通乗降場所に限る

○共通乗降場所一覧

	名 称	住 所
①	きくち医院	新野町南宮ノ久保67-4
②	新野公民館	新野町西馬場18
③	新野郵便局	新野町馬場54-11
④	新野駅	新野町信里7
⑤	馬原医院	新野町信里6-1
⑥	ローソン阿南新野店	新野町花坂21-1
⑦	コメリ新野店	新野町是国149
⑧	f 歯科あらたの	新野町是国74-2
⑨	吉岡歯科	橘町大浦20-1
⑩	セブン橘店	橘町幸野38-5
⑪	徳島バス橘営業所	橘町幸野85

4 利用料金

町内の移動（新野町⇄新野町）：おとな300円 こども150円

町外へ移動（新野町⇄橘 町）：おとな500円 こども250円

※障がい者の方は運賃半額

おとな・・・中学生以上 / こども・・・小学生以下

5 のりあいタクシー利用までの流れ

《利用者登録》 申請から通知書等が届くまでは一週間程度

①郵送、窓口、インターネットにより利用者登録申請を行う。

②阿南市から利用登録完了通知書及び利用登録証を申込者の自宅へ送付する。

《予約受付》 予約受付時間：平日9時から17時まで

①利用者は、乗車日の一週間前から前日正午までに電話により阿南市へ予約を行う。

②阿南市は、予約を取りまとめ、運行事業者に連絡し、配車を行う。

《のりあいタクシー利用時》

①利用者は、のりあいタクシー乗車時に運転手に対して利用登録証を提示する。

②利用者は、のりあいタクシー降車時に運転手に対して利用料金を支払う

6 運行時刻

往 路（自宅→目的地）		復 路（目的地→自宅・目的地）	
1 便	0 8 : 3 0	1 便	1 1 : 4 0
2 便	0 9 : 1 5	2 便	1 2 : 4 0
3 便	1 1 : 0 0	3 便	1 3 : 3 0
4 便	1 3 : 0 0	4 便	1 4 : 4 0
5 便	1 4 : 0 0	5 便	1 5 : 4 0
6 便	1 5 : 0 0	6 便	1 6 : 4 0

指定の時間内で利用者の希望の時間に乗れる方式を廃止し、時刻表による運行を行う。

共通乗降場所の到着・出発時刻（目安）をそれぞれ設定し、予約が重なった場合は、乗合による運行を行う。

運行例は次のとおり。

	名 称	往路1便 (到着時刻)	復路1便 (出発時刻)
①	きくち医院	8 : 3 0	1 1 : 5 5
②	新野公民館	8 : 3 0	1 1 : 5 5
③	新野郵便局	8 : 3 0	1 1 : 5 5
④	新野駅	8 : 3 5	1 1 : 5 0
⑤	馬原医院	8 : 3 5	1 1 : 5 0
⑥	ローソン阿南新野店	8 : 3 5	1 1 : 5 0
⑦	コメリ新野店	8 : 3 5	1 1 : 5 0
⑧	f 歯科あらたの	8 : 3 5	1 1 : 5 0
⑨	吉岡歯科	8 : 4 0	1 1 : 4 5
⑩	セブン橘店	8 : 4 5	1 1 : 4 0
⑪	徳島バス橘営業所	8 : 4 5	1 1 : 4 0

7 業務実施主体

業務内容	実施主体
利用者登録業務	阿南市 都市整備部 都市政策課
予約受付業務	阿南市 都市整備部 都市政策課
運行業務	タクシー事業者

運行範囲及び共通乗降場所関係図



新野地区予約型のりあいタクシー実証運行計画 補足資料

1 実施状況

(1) 利用登録者数

(R 6. 4～R 6. 9 運行分) 47名【登録者平均年齢：77歳】

(R 6. 10～ 運行分) 50名【登録者平均年齢：79歳】

(2) 運行実績

	利用登録者数	利用者数	運行便数	平均乗車人数
4月	42名	7人	7便	1.0人
5月	3名	8人	6便	1.3人
6月	0名	5人	5便	1.0人
7月	0名	26人	19便	1.4人
8月	2名	19人	13便	1.5人
9月	0名	19人	12便	1.6人
計	47名	84人	62便	1.4人

実利用者数：8名

	利用登録者数	利用者数	運行便数	平均乗車人数
10月	41名	44人	31便	1.4人
11月	5名	30人	28便	1.1人
12月	2名	41人	35便	1.2人
計	48名	115人	94便	1.2人

実利用者数：14名

2 変更点について

(1) 運行時刻制への変更

現行の運行時間内（8：00～17：00）であれば、利用者の乗りたい時間に乘れる方式から、運行時刻を設定した運行時刻制に変更する。

なお、運行時刻は、JR・路線バスへの乗りつぎ時間や運行実績をもとに設定。

(2) 予約の受付方法の変更

タクシー事業者が行っていた予約受付業務を阿南市が行うよう変更する。業務体制の変更により、予約の受付時間を乗車日の一週間前から前日までを乗車日の一週間前から前日正午までに変更する。

3 周知方法

- ・現登録者へ案内
- ・新聞折込によるチラシ配布
- ・公民館報への掲載
- ・市ホームページ

大潟地区予約型乗合タクシー実証運行 期間延長について(案)

1 期間延長の目的

本運行は、令和6年9月末の路線バス大潟線の廃線に伴い、その影響となる大潟地区等の住民の日常生活に必要な移動手段を確保するとともに、地域住民の実態やニーズを把握することを目的に本年度末を期限として実施してきた。

実証運行は、1日2往復の定時定路線で運行し、開始からこれまで利用登録者数は増加しており、毎月17人から21人の利用があり、一定の利用ニーズはあると考えられるが、乗り合いでの利用は少ないという利用実態がある。

令和7年度に向けては、運行便数を増便し、利便性の向上による地域住民の利用実態とニーズを把握することを目的に実証運行の期間延長する。

2 令和7年度事業概要

運行範囲	大潟町から阿南駅まで
運行の態様	不定期定路線運行(予約型定時定路線運行)
運行期間	令和7年4月1日～令和7年9月30日
運行日	平日(土日祝、年末年始除く)
運行便数	8便/日
利用対象者	制限なし
運賃	おとな(中学生以上)200円 こども(小学生以下)100円 高齢者・障がい者バス券使用可能
使用車両	セダン型タクシー(利用定員4名)

3 系統名(起点・経由・終点)

系統名	往路(阿南駅行き)	復路(大潟行き)
起点	大潟	阿南駅前
経由	大潟局前 健生阿南診療所前 ハローズ津乃峰店前 林崎 見能林校前 見能林駅前 学原東 中居内 フジグラン阿南	フジグラン阿南 中居内 学原東 見能林駅前 見能林校前 林崎 ハローズ津乃峰店前 健生阿南診療所前 大潟局前
終点	阿南駅前	大潟
運行距離	6.4km	6.4km
運行便数	4便	4便

4 運行停留所・ダイヤ

平日(土日祝、年末年始を除く)運行

往路(阿南駅行き)

		停留所名	1便	2便	3便	4便	距離(km)
居住地エリア	①	大瀧	07:50	<u>09:15</u>	13:00	<u>13:45</u>	
	②	大瀧局前	07:50	<u>09:15</u>	13:00	<u>13:45</u>	0.4
	③	健生阿南診療所前	07:50	<u>09:15</u>	13:00	<u>13:45</u>	0.3
	④	ハローズ津乃峰店前	07:52	<u>09:17</u>	13:02	<u>13:47</u>	0.5
	⑤	林崎	07:55	<u>09:20</u>	13:05	<u>13:50</u>	1.6
	⑥	見能林校前	07:55	<u>09:20</u>	13:05	<u>13:50</u>	0.5
目的地エリア	⑦	見能林駅前	07:59	<u>09:24</u>	13:09	<u>13:54</u>	0.8
	⑧	学原東	08:01	<u>09:26</u>	13:11	<u>13:56</u>	1.0
	⑨	中居内	08:02	<u>09:27</u>	13:12	<u>13:57</u>	0.5
	⑩	フジグラン阿南	08:03	<u>09:28</u>	13:13	<u>13:58</u>	0.4
	⑪	阿南駅前	08:05	<u>09:30</u>	13:15	<u>14:00</u>	0.4

復路(大瀧行き)

		停留所名	1便	2便	3便	4便	距離(km)
目的地エリア	⑪	阿南駅前	11:30	<u>12:30</u>	14:45	<u>15:30</u>	
	⑩	フジグラン阿南	11:31	<u>12:31</u>	14:46	<u>15:31</u>	0.4
	⑨	中居内	11:32	<u>12:32</u>	14:47	<u>15:32</u>	0.4
	⑧	学原東	11:33	<u>12:33</u>	14:48	<u>15:33</u>	0.5
	⑦	見能林駅前	11:35	<u>12:35</u>	14:50	<u>15:35</u>	1.0
居住地エリア	⑥	見能林校前	11:37	<u>12:37</u>	14:52	<u>15:37</u>	0.8
	⑤	林崎	11:38	<u>12:38</u>	14:53	<u>15:38</u>	0.5
	④	ハローズ津乃峰店前	11:42	<u>12:42</u>	14:57	<u>15:42</u>	1.6
	③	健生阿南診療所前	11:42	<u>12:42</u>	14:57	<u>15:42</u>	0.5
	②	大瀧局前	11:43	<u>12:43</u>	14:58	<u>15:43</u>	0.3
	①	大瀧	11:45	<u>12:45</u>	15:00	<u>15:45</u>	0.4

◇停留所

大瀧～見能校前 間の停留所は、徳島バス(株)からバス停留所を引継ぎ使用する。

見能林駅前～阿南駅前 間の停留所は、徳島バス(株)のバス停を共同使用する。

◇乗降場所

往路の乗車場所は、居住地エリア内の停留所に限り、降車場所は、指定の停留所とする。

復路の乗車場所は、指定の停留所とし、降車場所は、居住地エリア内の停留所に限る。

5 利用料金

おとな(中学生以上):200円 こども(小学生以下):100円

高齢者・障がい者等バス券(無料乗車券)使用可能

6 使用車両

セダン型タクシー(定員4人)

通常のタクシーと見分けできるようマグネットシートを車両に貼付して運行を行う。

7 乗合タクシー利用までの流れ

《利用者登録》 申請から通知書等が届くまでは一週間程度

- ①郵送、窓口、インターネットにより利用者登録申請を行う。
- ②阿南市から利用登録完了通知書及び利用登録証を申込者の自宅へ送付する。

《予約受付》 予約受付時間：平日9時から17時まで

- ①利用者は、乗車日の一週間前から前日正午までに電話により阿南市へ予約を行う。
- ②阿南市は、予約を取りまとめ、運行事業者に連絡し、配車を行う。

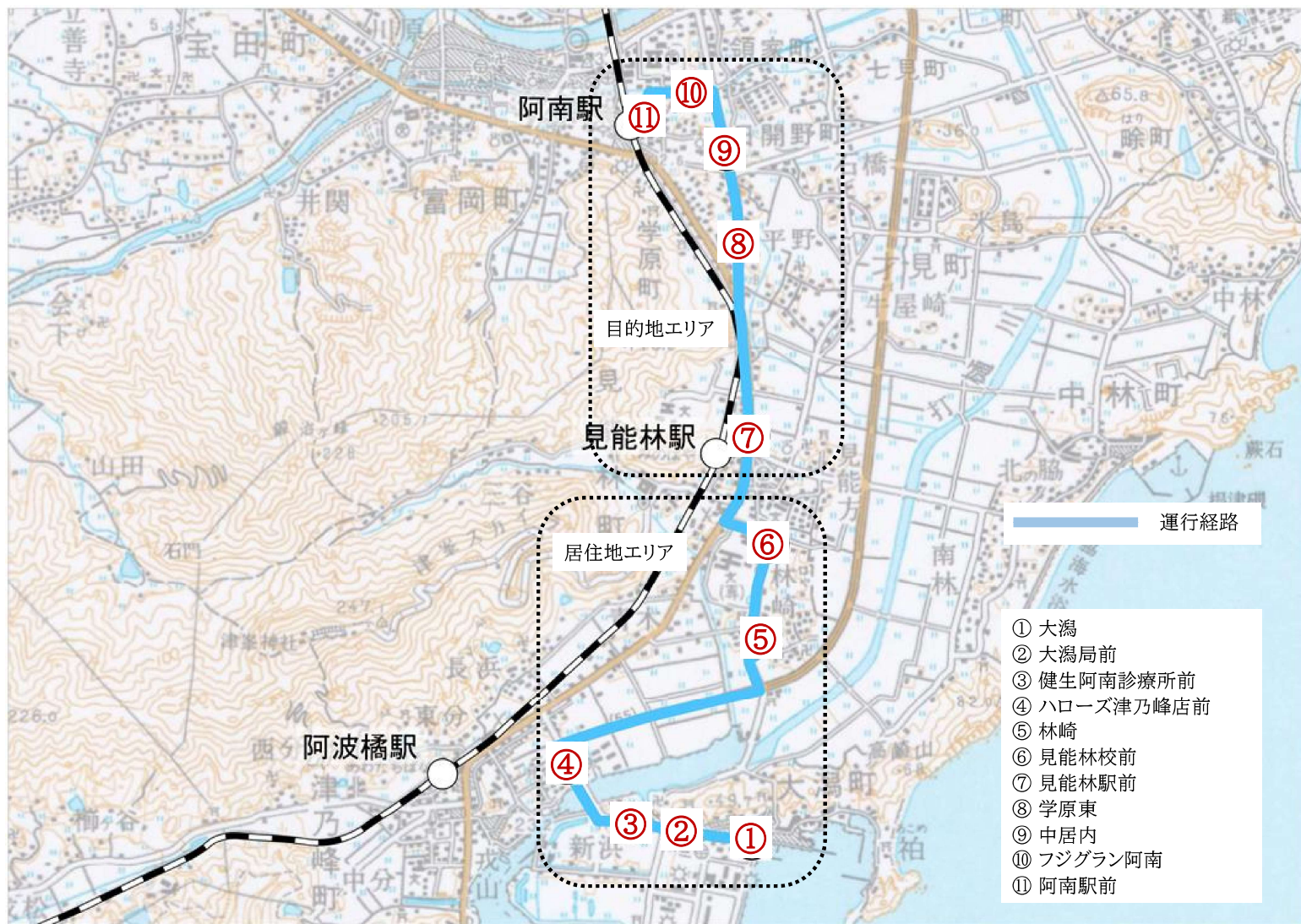
《乗合タクシー利用時》

- ①利用者は、乗車時に運転手に対して利用登録証を提示する。
- ②利用者は、降車時に運転手に対して利用料金を支払う

8 業務実施主体

業務内容	実施主体
利用者登録業務	阿南市 都市整備部 都市政策課
予約受付業務	阿南市 都市整備部 都市政策課
運行業務	タクシー事業者

運行経路及び停留所等関係図



大湊地区予約型乗合タクシー実証運行延長計画 補足資料

1 実施状況

(1) 利用登録者数 41名 【登録者平均年齢:67歳】

(2) 運行実績

	利用登録者数	利用者数	運行便数	平均乗車人数
10月	36名	17人	17便	1.0人
11月	1名	21人	20便	1.1人
12月	4名	17人	17便	1.0人
計	41名	55人	54便	1.1人

2 運行ダイヤについて

運行ダイヤは、現在の往復2便(計4便)から往復4便(計8便)に増便する。

なお、地域住民や利用者との調整により、現計画からダイヤ変更を行う可能性がある。

また、ダイヤについては、路線バスの運行に支障のないよう原則バスの発着時間から10分以上開けた時刻設定としている。

3 事業周知方法について(予定)

- ・現登録者へ案内
- ・市ホームページ
- ・バス停における掲示
- ・チラシ配布

阿南市ご近所ドライブパートナー事業実施企画書 (案)



令和7年1月

阿南市保健福祉部福祉事務所地域共生推進課

1 事業目的

身体機能の低下がみられ、通院や買い物等に行くための移動手段がない高齢者を対象に、介護保険事業における介護予防・日常生活支援総合事業（※1）の枠組みを活用した住民主体による移送支援サービス（名称：ご近所ドライブパートナー）を提供することにより、当該高齢者に係る移動手段を確保するとともに、地域での支え合い活動を推進し、もって高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活し続けることができる支援体制を整備することを目的とする。

2 事業の位置付け

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業の「訪問型サービスD事業（住民主体による移送前後の生活支援）」（※2）に位置付ける。

3 財源

地域支援事業交付金の対象となる事業であり、負担割合は次のとおりである。

国 25/100	県 12.5/100	市 12.5/100	1号保険料 23/100	2号保険料 27/100
----------	------------	------------	--------------	--------------

4 実施主体及び運営主体

実施主体は阿南市とし、運営主体となるNPO法人たすけ愛あなんに対し、本事業に係る経費に応じた補助金を交付するとともに、高齢者お世話センター（地域包括支援センター）（※3）を通じた助言等を行う。

5 事業の開始時期

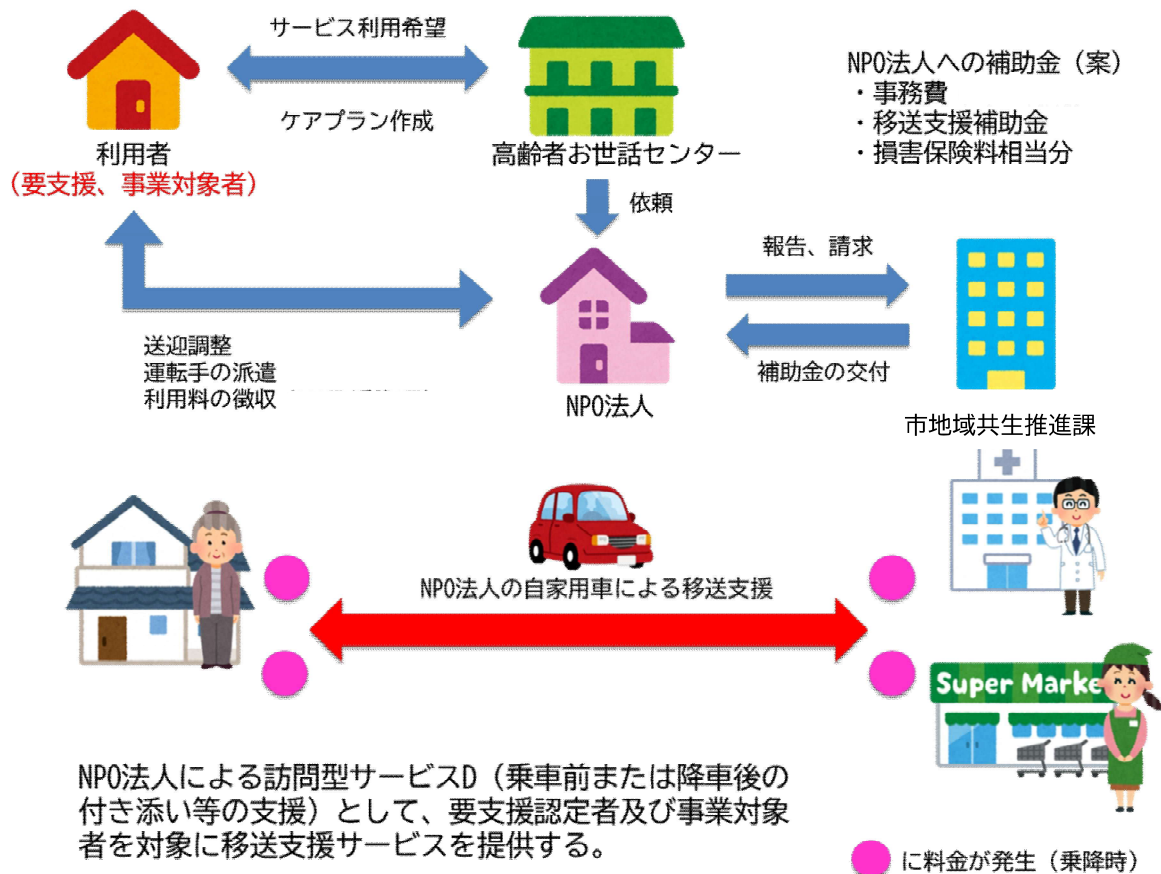
令和7年4月1日予定

6 利用対象者

要支援認定者（※4）及び身体機能等の低下がみられる高齢者（各高齢者お世話センターが実施する基本チェックリスト（※5）により事業対象者となった者）のうち、高齢者お世話センター（介護予防支援事業所）が実施するケアマネジメント（※6）により本サービスがケアプランに位置付けられた者

7 サービス利用までの流れ

- ① 高齢者お世話センターが利用希望者に要支援認定の確認や基本チェックリスト、利用希望者の身体状況等に係るアセスメントを行い、対象となる場合はケアプランを作成する。
- ② 高齢者お世話センターからNPO法人等に対象者の情報提供とご近所ドライブパートナーの依頼を行う。
- ③ NPO法人は対象者と運転手（有償ボランティア）の調整を行い、運転手はその自家用車により、自宅から目的地、目的地から自宅までの移送支援を行う。その際、運転手は対象者から利用料を徴収する（利用料金は「10 利用者の負担額」のとおり）。
- ④ NPO法人等は地域共生推進課に実績報告を行い、補助金の交付を申請する（補助金の額は「11 NPO法人等への補助金」のとおり）。その後、対象者から徴収した利用料を阿南市に納入する。



8 サービスの提供回数

全対象者 週1回以内

9 サービスの提供範囲

原則として、阿南市内の目的地までの送迎のみ可能とするが、NPO法人等の判断により、市の境から概ね5km以内の目的地までの送迎も可能とする。

10 利用者の負担額

バスやタクシーのように距離に応じた運賃は発生せず、移送時の車の乗降の付き添い支援に対して費用が発生する。負担額は、乗降それぞれ1回につき100円とし、自宅から目的地で2回、目的地から自宅で2回の計4回行われるため、1度の利用で400円となる。

11 NPO法人等への補助金

阿南市がNPO法人等へ交付する補助金の額は次の表のとおりとする。

種 別	補助金額
移送支援補助金	乗降1回 300円
事務費(※7)	実利用人数(一月あたりの人数)に応じた基準額を設定 10人以内・・・30,000円/月 11人～20人・・・33,000円/月 21人～30人・・・36,000円/月
保険料補助金	市が指定する損害保険の実費相当分
立ち上げ支援補助金	1回限り 50,000円

12 損害賠償保険について

サービス提供時に発生した事故等に係る補償は、損保ジャパン日本興亜が提供する「地域の移動を支える保険」により対応する。保険料は市からの補助金をもって充てることとする。

13 NPO法人等への貸与物

下記については、市が購入・管理し、必要に応じてNPO法人等へ貸与する。

- (1) ドライブレコーダー(数についてはNPO法人等と相談)
- (2) 車両貼付用マグネット(車両1台につき1～2枚)
- (3) 非接触型体温計(運転手1人につき1個)

14 運転手について

第1種普通免許を取得しており、国土交通大臣の認定講習を修了した者とする。認定講習は市と生活支援コーディネーター部会(※8)が開催の調整を行う。運転手への謝礼については、補助金の中からNPO法人等がそれぞれの判断により支払うこととする。

15 実績

団体	加茂谷元気なまちづくり会			たすけ愛あなん		
事業開始年月日	令和3年5月17日			令和4年10月1日		
対象地域	十八女町、大井町、大田井町、水井町 楠根町、深瀬町、細野町			那賀川町の一部区域(島尻、江野島、小延)		
	R3年度	R4年度	R5年度	R3年度	R4年度	R5年度
登録ドライバー数	10人	13人	13人	—	9人	16人
利用者数	7人	12人	12人	—	4人	10人
延べ利用者数	104人	157.5人	171.5人	—	39人	110人
補助金額	635,330円	715,270円	702,800円	—	385,600円	835,140円

16 新野地区への導入について

新野地区では、予約型のりあいタクシーの実証運行を実施しているが、目的が徳島バス橘営業所までを範囲とする決められた目的地までの利用に限定されている。のりあいタクシーの利用者のほとんどが高齢者であり、また、要支援認定者等の高齢者には、バスへの乗り換えが負担となっていることから、ご近所ドライブパートナー事業を導入し、利便性の向上を図るとともに、地域の支え合い活動を推進することを目的に実施する。

新野町 人口2,909名(うち高齢者1,380名) 高齢者率:47%

※R6.12月末現在



17 その他注意事項

- ・目的地については、通院や買い物のほか、銀行や市役所なども可とする。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の制度上では、利用対象者（要支援認定者又は事業対象者）以外の一般高齢者については、利用対象者の半数を超えない範囲であれば同乗が可能とされているため、一般高齢者の同乗については各NPO法人の判断に任せることとする。ただし、一般高齢者からは利用料を徴収できない。
- ・透析患者については、透析後の体調が不安定になることが多く、有償ボランティアによる対応が難しいため、利用は不可とする。

※1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法の改正により平成27年度に創設。阿南市では平成29年4月から事業開始。市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを目的とする。

※2 訪問型サービスD事業

位置付け	多様なサービス
サービス種別	訪問型サービスD（移動支援）
サービス内容	移送前後の生活支援（乗降時の付き添い支援）
対象者とサービス提供の考え方	利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進
実施方法	補助（助成）
運営上の基準	個人情報保護等の最低限の基準 道路運送法上の許可・登録を要しない
サービス提供者	ボランティア主体（有償、無償を問わない）

※3 地域包括支援センター

高齢者の相談支援機関として市町村が設置。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現のため、地域づくりに係る様々な業務を担っている。

※4 要支援認定者の状態像（目安）

区分	状態像
要支援1	一般的・基本的な日常生活を送る能力はあるものの、本人の身の回りの世話に対して一部介助要と認定される。介助者などが関わることで、現在の状態を維持しながら、自立へと改善する可能性が高い。
要支援2	立ち上がる時や歩行などにおいてやや安定感を欠くため、入浴などの生活での一部介助要とされるが、物忘れなどがあっても現段階ではあまり生活に支障なく過ごせる。

※5 基本チェックリスト

介護予防・生活支援サービス事業の利用者としては、要支援認定者のほか、厚生労働省が定める「基本チェックリスト」のいずれかの項目に該当した者を要介護状態等になる恐れが高いものとして、同事業による介護予防につなげることができる。基本チェックリスト該当者の状態像は要支援認定者と同様。

※6 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの業務の1つ。要支援高齢者等の身体状況等をアセスメントし、ケアプランを作成することで介護予防・生活支援サービス事業の利用に結びつける。

※7 事務費

事務費（運営支援補助金）は、事業単位ではなく1団体に対する交付となる。

※8 生活支援コーディネーター部会

介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとするサービスや地域資源の開発等を通じ、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ることを目的に、各高齢者お世話センターに「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を設置。ご近所ドライブパートナー事業の企画・立案や事業開始後の運営支援の役割も担っている。